

告示

埼玉県告示第千二百四十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成三十年十一月二十一日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
宮内 努	二級建築士	埼玉県知事登録第一七四八四号

三 処分の内容

二級建築士の業務停止五月（平成三十一年一月一日から五月）

四 処分の原因となった事実

建築基準法第六条の二第一項に規定する確認済証を偽造した。